

岩手県消防防災無線電話回線管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県消防防災無線電話回線管理規程の一部を改正する訓令

岩手県消防防災無線電話回線管理規程（昭和45年岩手県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(無線局の設置場所等)</p> <p>第4条 無線局の設置場所及び呼出名称は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 呼出名称 <u>しょうぼういわてけん</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(通信統制管理者)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 統制管理者は、<u>防災消防課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(無線管理者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 無線管理者は、<u>総合防災室</u>に勤務する職員のうちから統制管理者が<u>指名した</u>ものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(通信の取扱時間)</p> <p>第12条 通信の取扱時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、午前8時30分から<u>午後5時</u>までとする。ただし、第14条に定める災害に関連する場合又は統制管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p><u>(通信の使用)</u></p> <p>第15条 通信を行う場合は、<u>無線回線使用（試験）記録簿（様式第1号）</u>に所要の事項を記載し、統制管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>(定期点検)</p> <p>第16条 無線管理者は、<u>毎月1回以上無線設備の整備点検を行い、その結果を無線回線整備点検記録簿（様式第2号）に記録しなければならない。</u></p> <p>(通話試験)</p> <p>第17条 無線管理者は、<u>毎日1回以上無線回線の通話状況を試</u></p>	<p>(無線局の設置場所等)</p> <p>第4条 無線局の設置場所及び呼出名称は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 呼出名称 <u>いわてけんちょう</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(通信統制管理者)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 統制管理者は、<u>消防安全課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(無線管理者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 無線管理者は、<u>防災課又は消防安全課</u>に勤務する職員のうちから統制管理者が<u>指名する</u>ものとする。<u>この場合において、防災課に勤務する職員を無線管理者に指名するときは、統制管理者は、あらかじめ防災課総括課長に協議しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(通信の取扱時間)</p> <p>第12条 通信の取扱時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。ただし、第14条に定める災害に関連する場合又は統制管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(定期点検)</p> <p>第15条 無線管理者は、<u>無線設備の機能を正常に維持するため、毎年度1回以上無線設備の整備点検を行わなければならない。</u></p> <p>(通話試験)</p> <p>第16条 無線管理者は、<u>毎月1回以上無線回線の通話状況を試</u></p>

<p>験し、その状況を無線回線使用（試験）記録簿に記録しなければならぬ。</p> <p>（事故の場合の措置）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 無線管理者は、事故を復旧したときは、前項の場合に準じて報告するとともに、その状況を無線回線整備点検記録簿に記載しなければならぬ。</p> <p>（無線設備の変更等）</p> <p>第19条 無線管理者は、無線設備の変更又はその設置場所を変更する必要を生じた場合は、直ちに、その旨を統制管理者に報告しなければならぬ。</p> <p>（補則）</p> <p>第20条 [略]</p>	<p>験しなければならぬ。</p> <p>（事故の場合の措置）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 無線管理者は、事故を復旧したときは、前項の場合に準じて報告しなければならぬ。</p> <p>（無線設備の変更等）</p> <p>第18条 無線管理者は、無線設備又はその設置場所を変更する必要が生じたときは、直ちに、その旨を統制管理者に報告しなければならぬ。</p> <p>（補則）</p> <p>第19条 [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。